

小瀬川水防災タイムライン <防災行動項目の解説>

<連携が必要な行動項目>
 ●:連携の主体となり情報発信を行う機関
 ○:情報を受信する機関
 <周知・共有しておくべき重要な行動項目【共通・参考情報】>
 ■:主体となる機関
 <その他>
 ◎:関係機関の防災行動が住民避難に関係する項目に記載

タイムラインレベル3

【洪水・内水】:洪水予報(氾濫警戒情報)
 トリガー情報:【ダム】:異常時洪水時防災操作○時間前情報
 【土砂災害】:土砂災害危険度情報(赤・うす紫)、土砂災害警戒情報
 【高潮】:高潮警報

意思決定機関: **大竹市**
岩国市
和木町

【洪水・内水】:広島地方気象台、下関地方気象台、太田川河川事務所
 【ダム】:弥栄ダム管理所、太田川河川事務所
 【土砂災害】:広島地方気象台、下関地方気象台、広島県、山口県
 【高潮】:広島地方気象台、下関地方気象台

No	防災行動項目			実施状況チェック欄		役割																								
	第1階層	第2階層	第3階層	開始時刻	終了時刻	国	広島地方気象台	下関地方気象台	中国地方整備局	太田川河川事務所	広島国運事務所	山口河川国運事務所	弥栄ダム管理所	西中国電力センター	広島県	山口県	大竹市	岩国市	和木町	消防	警察	陸上自衛隊	ライフライン	交通	報道機関	医師会	中国建設弘済会	住民		
						中国電力ネットワーク	LPGガス協会	NTT西日本	JR西日本	西日本高速道路	中国支社	大竹タクシー	いわくにバス	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社	中国支社
119	避難所情報	第二次避難場所開設	災害の発生が予想される場合、大竹市が第二次避難場所開設を行い、避難所の情報は適宜情報共有する(開設状況等は適宜、県の避難所開設情報のシステムへ登録する)	□													■												◎	
120	ライフラインの防災対応	特設公衆電話等の設置検討	NTT西日本は避難対象エリアの通信確保に関する情報を受け特設公衆電話等の設置を検討する	□																			■							
121	防災気象情報	暴風警報発表	気象台が平均風速が基準値に到達すると予想される場合、暴風警報を発表する	□			■	■																						
122	鉄道の運休対応	【JR】運行調整	鉄道会社は、駅が避難勧告の対象地域となる場合、運転見合わせの実施や駅を通過する等運行調整を行う。	□																										
123	各機関防災体制情報	非常体制	計画高水位以上の洪水が予想される場合、又は洪水によって重大な被害が発生する恐れがある場合、太田川河川事務所が非常体制を発令する	□								■																		
124	各機関防災体制情報	災害対策本部等の設置	相当規模の災害発生もしくはは発生の恐れがある場合、大竹市は第二次非常体制、岩国市は災害対策本部体制、和木町は災害警戒体制とする	□														■	■	■										
125	交通規制情報	道路通行止め	道路の通行止めを実施する場合、道路管理者である県が道路見えるナビ等により周知する	□																										
126	交通規制情報	道路通行止め	道路の通行止めを実施する場合、道路管理者である山口河川国道事務所、広島国道事務所は中国地方整備局、県、市町、消防、警察、NEXCO西日本、報道機関に対して道路の通行止めを伝達し、ホームページ等においても周知する	□					○		●	●				○	○	○	○	○	○									
127	交通規制情報	IC閉鎖の検討	NEXCO西日本は高速道路に接続する一般道が通行止めとなった場合、広域の迂回路等の調整の為、ICの閉鎖を検討する	□																										
128	交通規制情報	交通誘導	交通誘導の必要性がある場合、道路管理者は警察へ協力を要請し交通誘導を行う ※住民からの通報などにより交通誘導が必要と判断される場合、警察は交通誘導を行い道路管理者へ伝達を行う	□								■	■									■								
129	水防警報	水防警報(指示)発表	出水状況の情報、又は災害のおこるおそれのあるとき(適宜)、太田川河川事務所が県、市町へ水防警報(指示)を発表する	□												○	○	○	○	○	○									
130	水防活動	水防団等指示(指示)	水防警報(指示)発表、伝達を受けて、県が市町、消防、警察に対して伝達する	□												●	●	●	●	●	○									
131	水防活動	水防団等指示(指示)	大竹市、岩国市、和木町は消防(水防団等)に対して水防工法を指示する	□																										
132	ホットライン	漏水・浸食に関する危険箇所情報の提供	太田川河川事務所は堤防の浸食及び漏水を発見した場合、大竹市、岩国市、和木町、警察にホットラインで情報提供を行う	□														○	○	○	○									
133	ホットライン	ホットライン(氾濫危険水位超過の恐れ)	太田川河川事務所は、大竹市、岩国市、和木町に対して避難勧告等の発令目安である氾濫危険水位超過の恐れがある旨を連絡する	□														○	○	○										
134	避難情報	避難勧告発令の検討	大竹市、岩国市、和木町は、ホットラインを受け浸水想定区域への避難勧告の発令を検討する	□														■	■	■										
135	報道機関の対応	避難情報や交通規制の報道	報道機関が避難情報や道路の通行止め情報の報道を行い、住民へ注意を促す	□																						■			◎	

